

欧州統一特許裁判所（UPC）制度の最近の進展と留意事項

2016年04月11日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

現行の EP 特許制度下では、ファイルされた特許出願の審査を EPO が行い、特許査定後に指定国ごとに有効化手続（validation）が行われます。これにより、発行された EP 特許は、各指定国における法令に準拠し、指定国ごとに独立して発効します。このように、現行の EP 特許制度においては、EP 特許出願に対して統一された審査手続が行われる一方、権利行使は指定国ごとに行われます。

上記のように有効化手続を済ませた各指定国内の特許は、その有効性に関し、当該指定国の法令に従って判断されます。有効性の判断が国ごとに異なることは珍しくありません。現行制度によれば、特許権が侵害された場合、特許権者は侵害行為が行われている国ごとに特許侵害訴訟を提起する必要があり、全体として訴訟費用が嵩み、特許権者に大きな経済的負担を強いています。そこで、法的安定性および法的確実性の観点から、統一特許制度と統一特許裁判所制度の 2 つをパッケージにした「特許パッケージ」が提案され、議論が重ねられてきました。

このような状況下で、2015 年 6 月 24 日に renewal fees の決定が下され（“True Top 4”（最多国内段階移行国である独、仏、英、蘭の 4 ヶ国分に相当する renewal fees）が選択される。）、このたび、“Opt-out”の申請費用についての決定も行われました。このように、統一特許制度および統一裁判所制度の実施が現実のものとなりつつあります。この機会に、「特許パッケージ」中の統一特許裁判所制度の最近の進展と留意すべき事項について、以下に説明します。

【全 5 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.